

希望業種ごとに必要な免許等 / 必要書類

- 必要書類に関する注意事項: 1) 発行機関や受領機関の印(受理印、確認済印、発行印、所属長印等)が押印されていること。  
 2) 最新のものであること。  
 3) 証明書類は、特に指定がなければ、発行日が申請日より3か月以内のもの。  
 4) 各免許・許可・登録に有効期限がある場合には、申請日が有効期限内のもの。

コード	希望業種(小分類)		必要な 免許・許可・登録	必要書類	受任先を設置する場合の 必要書類
01	測 量	測量一般	・測量業者登録	(①②のいずれか) ①登録証明願(証明を受けたもの) ②測量法に基づく測量業者としての登録について(通知)	・左記の資料(どちらか) ・測量業者登録申請書 第一面および別紙(別紙に受任先の記載があるもの)
		地図の調製			
		航空測量			
02	建 築 関 係	建築一般	・建築士事務所	(①②③のいずれか) ①建築士事務所登録証明書 ②建築士事務所登録通知書 ③建築士事務所登録済証  <補足> 建築士ではなく、建築士事務所の証明書等を提出してください。	・同左 (ただし受任先営業所分)
		意匠			
		構造			
		暖冷房			
		衛生			
		電気			
		建築積算			
		機械設備積算			
		電気設備積算			
		工事監理(建築)			
		工事監理(電気)			
		工事監理(機械)			
		調査			
		耐震診断			
		地区計画及び地域計画			
	土 木 関 係	河川、砂防及び海岸・海洋	・建設コンサルタント登録	(①②のいずれか) ①建設コンサルタントの登録について(通知) ②現況報告書一式  <②の補足> 1) 確認済印が申請書提出時の直前1年以内のものに限る。 2) 現況報告書の内容が現況と異なっている場合は、登録事項の変更を行った「変更届出書」(変更事項が記載され、受付印のあるものに限る)の写しもあわせて添付する。 3) 希望する登録部門が記載されていること。	
		港湾及び空港			
		電力土木			
		道路			
		鉄道			
		上水道及び工業用水道			
		下水道			
		農業土木			
		森林土木			
		水産土木			
		廃棄物			
		造園			
都市計画及び地方計画					
地質					
土質及び基礎					
鋼構造及びコンクリート					
トンネル					
施工計画、施工設備及び積算					
建設環境					
機械					
電気電子					
03	地質調査	地質調査	・地質調査業者登録	(①②のいずれか) ①地質調査業者の登録について(通知) ②現況報告書一式 <②の補足>は同上	・現況報告書一式 (受任先の記載があるもの)
		土地調査	・補償コンサルタント登録	(①②のいずれか) ①補償コンサルタントの登録について(通知) ②現況報告書一式 <②の補足>は同上	・現況報告書一式 (受任先の記載があるもの)
04	補 償 コ ン サ ル タ ン ト	土地評価	・不動産鑑定業者登録	(①②のいずれか) ①不動産鑑定業者証明申請書(証明を受けたもの) ②不動産鑑定業者登録通知書 <補足> 不動産鑑定士ではなく、不動産鑑定業者の証明書等を提出してください。	・左記の資料(どちらか) ・不動産鑑定業者登録申請書 別記様式第七第一面および第二面 (受任先の記載があるもの)
		物件			
		機械工作物			
営業・特殊補償	(①②③のいずれか) ①司法書士 ②土地家屋調査士	①司法書士登録通知書 ②司法書士登録証 ③土地家屋調査士登録証明書 ④土地家屋調査士登録証	・同左 (受任先営業所分)		
事業損失					
補償関連					
総合補償	・計量証明事業者登録	・計量証明事業者登録証	・同左 (受任先営業所分)		
登記手続等					
不動産鑑定					
05	そ の 他 の 業 種	水質調査	・特定計量証明事業者認定	・特定計量証明事業者認定証(MLAP)	・同左 (受任先営業所分)
		大気分析			
		騒音・振動調査			
		ダイオキシン調査			